公　　告

次のとおり、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第２２号）第２１条の規定に基づき公告する。

令和8年10月15日

大分県別府土木事務所長　森﨑　貴嗣

一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。電子入札の取扱いはこの公告に定めるもののほか、大分県電子入札運用基準による。

第１　競争に付する事項

1	工事名	**令和８年度別建第17-3号別府支援鶴見校大規模改造２期機械工事**
2	工事場所	**別府支援学校鶴見校　別府市大字鶴見**
3	工期	**195日間**
4	工事概要	**教室棟　RC造　３階建　3,115.10㎡の一部** **上記建物の内外部大規模改修機械工事　一式**
5	予定価格	**48,818,000円**　（**※予定価格×100／110＝44,380,000円**）

第２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件は、次の１から３の全ての競争参加資格を満たしている者に限り入札参加を認める。

１　　企業

次の表にて、（１）から（３）の全ての要件を満たしていること。

区分		要件	備考
（１）	業種	**管工事**	大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第４８１号）による資格認定（格付）
（２）	等級	**Ａ等級に格付けされていること。**	
（３）	許可区分	特定又は一般建設業の許可を有すること。	建設業法第３条第１項第１号又は第２号

２　　配置予定技術者

次の表にて、（１）から（２）の全ての要件を満たす主任（監理）技術者を専任で配置できること。

区分		要件
（１）	国家資格等	**上記１の（１）の業種に係る建設業法第７条第２号又は第１５条第２号の資格を有すること。**
（２）	雇用関係等	競争参加資格証明資料提出日以前３ヵ月以上前に雇用された者であること。

ただし、配置予定技術者の兼務等は「別添　配置予定技術者の兼務等」を参照すること。

３　　本店所在地等

次の表にて、（１）の本店所在地の要件を満たしていること。

ただし、公告日前１年間に、大分県土木建築部から「契約後ＶＥ提案に関する優遇措置通知書（以下、「優遇通知書」という。）」を受けている場合（工種は管工事とし、認められた応札回数の範囲内に限る。）は、本店所在地に係わらず、他の要件を満たしていれば、入札に参加できる。（※第３の５（１）の期間内に、別府土木事務所　総務課　工事経理班へ優遇通知書（原本）を持参のうえ提出すること。）

区分		要件		
（１）	本店所在地	別府土木事務所管内	竹田土木事務所管内	－
		豊後高田土木事務所管内	玖珠土木事務所管内	
		国東土木事務所管内	日田土木事務所管内	
		臼杵土木事務所管内	中津土木事務所管内	
		佐伯土木事務所管内	宇佐土木事務所管内	
		豊後大野土木事務所管内	－	

注意事項

（１）	「本店」とは、建設業法に基づく主たる営業所とする。

第３　入札手続等

1

担当部局	別府土木事務所　総務課　工事経理班
住所	別府市大字鶴見字下田井１４－１
電話番号	0977-67-0211
E-mail	a17003@pref.oita.lg.jp

2　設計図書の閲覧

（1）	閲覧期間	自　令和8年10月16日 9:00　　至　同月29日 17:00
（2）	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム（https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp）による。

3　公告等に対する質問

（1）	受付期間	自　令和8年10月19日 9:00　　至　同月23日 17:00　　※開庁日の開庁時間内に限る。
（2）	提出先	別府土木事務所　総務課　工事経理班
（3）	方法等	公告等に質問がある場合は、（1）の期間内に（2）の部署へ電送、持参、又は郵送（書留郵便に限る）のいずれかの方法で提出するものとする。ただし、電送で提出する場合は、提出前に電話連絡を行うこと。

4　上記３の質問に対する回答（質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、電子入札システムにて閲覧に供する。）

（1）	質問者への回答	質問書の提出を受けた日の翌日から起算して４日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く）
（2）	閲覧期間	自　（1）の回答をした日　　至　令和8年10月29日 17:00
（3）	閲覧場所	大分県共同利用型電子入札システム（https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp）による。

5　競争参加資格証明資料（以下、「証明資料」という。）の提出

入札に参加する者は、下記のとおり証明資料を提出すること。なお、作成方法は第６による。

（1）	提出期間	自　令和8年10月16日 9:00　　至　同月26日 17:00
（2）	提出方法等	電子入札システムによる。なお、電子入札システム以外の方法(媒体提出届を提出したものに限る)による場合は封書にし、別府土木事務所　総務課　工事経理班へ提出すること。（提出期間は（1）に同じ。※開庁日の開庁時間内に限る。）

6　入札書の提出

（1）	提出期間	自　令和8年10月27日 9:00　　至　同月29日 17:00
（2）	提出方法等	電子入札システムによる。なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、令和8年10月29日 17:00までに、別府土木事務所　総務課　工事経理班へ厳封のうえ、提出すること。 入札回数は原則として１回とする。

7　入札金額内訳書の提出（入札書に添付すること。）

（1）	提出期間	自　令和8年10月27日 9:00　　至　同月29日 17:00
（2）	提出方法等	電子入札システムによる。なお、紙入札(承認を受けたものに限る)による場合は封書にし、令和8年10月29日 17:00までに、別府土木事務所　総務課　工事経理班へ厳封のうえ、提出すること。

8　開札

（1）	予定日時	令和8年10月30日 10:00
（2）	場所	別府土木事務所
（3）	立会い	開札の立会は、大分県電子入札立会要領による。

第４　入札金額内訳書の作成等

1	入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。（提出方法は、第３の７による。）
2	作成方法、審査基準等は、入札金額内訳書取扱要領によること。なお、「入札金額内訳書の作成上の留意事項」を参考とすること。
3	提出するファイルはＰＤＦ形式で保存されたものに限る。
4	当該工事の請負者は、工事完成後、入札時に提出した入札金額内訳書と精算額が対照出来る工事費内訳書を、契約担当者に提出すること。

第５　最低制限価格又は低入札価格調査基準価格

本案件は、下記の制度を適用する。

区分	備考
最低制限価格	

第６　証明資料の作成等

競争参加資格を有することを証明するため、第２の競争参加資格に留意のうえ、証明資料を次のとおり作成し、提出すること。（※提出方法は第３の５による。）なお、作成は下表によるほか、「別添２　証明資料作成における注意事項」を参照すること。

証明事項等		提出様式名	添付資料
1	表紙	・別記様式１	－
2	企業に対する競争参加資格等		
3	配置予定技術者に対する競争参加資格等		
	（1）保有する資格等	・別記様式３	・免許等の写し ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等の写し ・健康保険･厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等（該当する者についてしるし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。） ・実務経験証明書
4	本店等所在地		
	（1）建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地	－	・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し ・建設業法に基づく１１条の変更届出書の写し
5	建設業法に基づく経営事項審査		
	（1）開札予定日現在で有効な経営事項審査等	・別記様式２	・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し

注意事項

１　添付資料は、上記のほか、競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。

２　提出様式（別記様式１、別記様式２、別記様式３）を提出しない場合（未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。）には、競争参加資格がないものとして取扱い、入札を無効とする。

３　提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、入札を無効とする。

４　添付資料は、兼ねることができる。

５　提出するファイルの保存形式は、ＰＤＦ形式に限るものとし、ＰＤＦ形式以外の形式（圧縮ファイル含む）で提出された場合は入札を無効とする。ただし、事前に発注者の承認を得て、大分県電子入札運用基準４、４－２で定める「媒体提出届」を添付して紙で提出された場合は除く。

６　証明資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

７　提出された証明資料等は、返却しない。

第７　入札参加資格事項等の共通事項

1	入札参加制限	地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
2	指名停止	大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和６０年大分県告示第２６７号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡り	開札予定日以前３箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	倒産手続等	破産法（平成１６年法律第７５号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
5	関連会社等の参加	本案件に関連会社が入札に参加していないこと。なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。 （１）資本関係 ア　親会社と子会社の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 イ　親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社が子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。 ウ　協同組合等とその構成員（組合員）等の関係 協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。 （２）人的関係 ア　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。 イ　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。 ウ　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。 ・ただし、アは、会社等の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。 ・会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。なお、個人にあっては事業主、県外に本店を有する者にあって大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。 ※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加した全ての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加した全ての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

第８　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第９の３（３）の通知の日の翌日から起算して５日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができるものとする。なお、説明の請求は書面（様式自由）を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。提出場所は、第３の１に同じ。
2	回答	１の書面を提出した者に対しては、認定委員会の議を経たうえで、書面により回答する。なお、回答は１の請求期限の日の翌日から起算して５日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に行うものとする。

第９　その他の事項

1	入札保証金及び契約保証金	（１）入札保証金　　免除 （２）契約保証金　　納付 ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
2	開札の立会い	（１）入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。 （２）詳細は「大分県電子入札立会要領」による。

3	事後審査及び落札者の決定方法	（１）開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し入札を終了する。 （２）入札終了後、入札参加者から提出された最低価格入札者の証明資料を審査し、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。（なお、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続きを行う。） （３）（２）により競争参加資格を満たしていない者が行った入札は、無効とし、その結果を通知する。 （４）落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して２日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。 （５）（２）の審査により、落札者が決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。
4	入札の無効等	（１）入札の無効の取扱い 公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、証明資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに入札開始前の注意事項並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 （２）談合情報の取扱い ア　談合の認定基準 談合情報と落札予定者が一致している場合で、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する場合 （ア）談合情報による落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合。 （イ）談合情報による全ての入札参加者（特定建設工事共同企業体にあってはその組合わせ）が入札結果と一致している場合。 （ウ）入札結果と談合情報による落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は入札金額内訳書に不自然な事実がある場合。 （エ）その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合。 イ　談合があったと認定した場合の対応 この入札に談合情報が寄せられ、公正入札調査委員会が談合があったと認定した場合は、大分県契約事務規則第２７条第２号を適用し、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行う。
5	再苦情申立て	第８の２の通知を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を経由し、知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。
6	その他	

（１）　資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

（２）　契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。なお、イの要件のうち、第２の２に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、「別添２　証明資料作成における注意事項」３の（２）により取り扱うものとする。

ア　指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき（要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む）。

イ　入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

（３）　契約担当者は、落札決定後に落札者が指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合（指名停止要領に基づく指名措置要件に該当する場合に至った場合を含む。）において、指名停止措置に係る案件が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約の解除を行うことができるものとする。

（４）　契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合（第７の２の場合を除く。）は、落札決定の取消しを行うものとする。

（５）　契約担当者は、契約締結後に契約者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合（第７の２の場合を除く。）は、契約の解除を行うことができるものとする。

（６）　最低価格入札者、落札候補者、落札者及び契約者（以下「落札者等」という。）は、入札後に（２）のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。また、（２）から（５）までの入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約の解除等に伴う損害賠償について、契約担当者は損害賠償の責を一切負わないものとする。

（７）　大分県契約事務規則第２２条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

別添　配置予定技術者の兼務等

本工事の配置予定技術者の兼務等は下記の事項のとおり取り扱う。

共通事項

兼務の該当の可否	各種事項により技術者の兼務を予定している場合は、該当の可否を公告等に対する質問の受付期間内に発注者へ確認してください。
各種様式	https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/kensetsu-yoshiki.htmlからダウンロードしてください。

建設業法第２６条第３項第１号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置

本案件は、建設業法第２６条第３項第１号（専任特例１号）の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）に係る対象工事です。なお、同一の主任技術者又は監理技術者は建設業法第２６条第３項第１号（専任特例１号）を活用した工事現場と建設業法第２６条第３項第２号（専任特例２号）を活用した工事現場を兼務できない。

１　配置の取扱い	本工事で、監理技術者等の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。	
	（１）	各建設工事の請負代金額が１億円未満であること。
	（２）	建設工事の工事現場間の距離が、監理技術者等が一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね片道２時間以内であること。
	（３）	各建設工事の下請次数が３次以内であること。
	（４）	当該工事現場に置かれる監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を各工事現場に置くこと。
	（５）	当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
	（６）	当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
	（７）	監理技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
	（８）	兼務する建設工事の数は２件までであること。
	（９）	兼務できる工事は大分県内の工事であること。
２　提出書類	本工事に監理技術者等の配置をする場合、落札決定後、現場代理人等通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。	
	（１）	（別記様式１）「建設業法第２６条第３項第１号（専任特例１号）の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の兼務届」
	（２）	（別記様式２）「省令１７条の２に基づく人員の配置を示す計画書（建設業法第２６条第３項第１号：専任特例１号）」

建設業法第２６条の５の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者の配置

本案件は、建設業法第２６条の５の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）を配置に係る対象工事です。

１　配置の取扱い	本工事で、営業所技術者等の配置を行う場合は以下の（１）～（１１）の要件を全て満たさなければならない。	
	（１）	営業所技術者又は特定営業所技術者が置かれている営業所で契約締結された建設工事であること。
	（２）	当該建設工事の請負代金額が１億円未満であること。
	（３）	営業所技術者等を置こうとする営業所と工事現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね片道２時間以内であること。
	（４）	当該建設工事の下請次数が３次以内であること。
	（５）	営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を営業所及び工事現場に置くこと。
	（６）	各工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
	（７）	当該建設工事を請け負った建設業者が人員の配置を示す計画書を作成し、各工事現場に備え置くこと。
	（８）	営業所技術者等が営業所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
	（９）	兼務する建設工事の数は１件までであること。

	（１０）	兼務できる工事は大分県内の工事であること。
	（１１）	営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な関係にあること。
２　提出書類	本工事に営業所技術者等の配置をする場合、落札決定後、現場代理人等通知書等の提出時と併せて以下の書類の提出を求める。	
	（１）	（別記様式４）「建設業法第２６条の５の規定の適用を受ける営業所技術者等の兼務届」
	（２）	（別記様式５）「省令１７条の５に基づく人員の配置を示す計画書（建設業法第２６条の５）」

主任技術者の専任配置

本案件は、請負代金額が４，５００万円以上の工事に配置する主任技術者（以下「専任の主任技術者」という。）の兼務に係る対象工事です。なお、専任の監理技術者には適用しない。

１　配置の取扱い	専任の主任技術者は次の条件を全て満たす工事は、建設業法施行令第２７条第２項により兼務を認めます。なお、兼務可能件数は２件とします。	
	（１）	工事場所間の距離が直線距離１０km以内で密接な関係があること。密接な関係とは、「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事」とする。
	（２）	兼務する２件の工事の発注者が大分県であること。
２　提出書類	契約時に（別記様式１）「専任を要する主任技術者の兼務届」を、解除時に（別記様式２）「専任を要する主任技術者の兼務解除届」を提出してください。	
	（１）	兼務先の工事が既に契約履行中の場合 ア　兼務先工事の「現場代理人等通知書」の写し イ　当該工事と兼務する工事の位置図
	（２）	兼務先の工事が公告中又は指名通知中の場合 ア　入札公告の第１頁目（工事名称、工事概要等の記載がある頁）の写し又は指名通知書の写し イ　当該工事と兼務する工事の位置図
３　参考	建設業法施行令第２７条第２項 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものは、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。	

監理技術者の専任配置

本案件は、専任の監理技術者の兼務に係る対象工事です。

１　配置の取扱い	専任の監理技術者は次の条件を全て満たす工事では、監理技術者制度運用マニュアル三（２）により兼務を認めます。	
	（１）	工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること。
	（２）	契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること。
	（３）	兼務する工事の発注者が大分県であること。
２　提出書類	契約時に（別記様式１）「専任を要する監理技術者の兼務届」を、解除時に（別記様式２）「専任を要する監理技術者の兼務解除届」を提出してください。	
	（１）	兼務先の工事が既に契約履行中の場合 兼務先工事の「現場代理人等通知書」の写し
	（２）	兼務先の工事が公告中又は指名通知中の場合 入札公告文の第１頁目（工事名称、工事概要等の記載がある頁）の写し又は指名通知書の写し
３　参考	監理技術者制度運用マニュアル三（２） 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。	

別添２　証明資料作成における注意事項

証明事項等		提出様式	注意事項
1	表紙	別記様式１	当該様式が添付されていない場合は、競争参加資格を満たしていないこととし、入札無効として取り扱う。なお、紙媒体により提出する場合は、必ず代表者（委任者）印を押印すること。
2	企業に対する競争参加資格等		
3	配置予定技術者に対する競争参加資格等		
	（１）　保有する資格等	別記様式３	第２の２に係る競争参加資格の対象となる配置予定の主任（監理）技術者の資格等を別記様式３に記載すること。 記載した事項で、競争参加資格が確認できるよう免許（監理技術者資格者証）等の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係の証明資料（監理技術者資格者証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等））を添付すること。添付資料は、該当する者についてしるし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。 当該様式が添付されていない場合（競争参加資格に係る事項が記載されていない場合を含む。）及び提出された資料により、競争参加資格が確認できない場合は入札無効として取り扱う。 実務経験証明書は建設業法施行規則第三条様式第九号に準じる。「証明者」は、原則として使用者（法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人）でなければならない。ただし、法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者とすることができるものとし、この場合、「備考」欄にその旨を記載すること。
	（２）　配置予定技術者の記載に係る注意事項	－	ア　配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載する場合 公告第２の２に掲げる要件を満たしていない（満たしていることが確認できない場合を含む。）技術者を記載していた場合、当該技術者は配置予定の技術者として認めないものとする。 記載した全ての技術者が配置予定技術者として認められない場合は、競争参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。 イ　同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合 入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時（低入札価格調査を行う場合は落札決定の前）までに発注者に対し、その旨を記した書面（任意様式）を提出すること。（開札後の書面提出は受け付けない。）なお、この場合の入札は無効扱いとする。 前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合は、工事成績評定点を減点する（死亡、傷病又は被災の場合を除く。）とともに、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。（死亡、傷病又は被災等やむを得ない場合を除く。）
4	本店等所在地		
	（１）　建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地	－	下記５の経営規模等評価結果通知書の写しにより、本店所在地を確認する。通知後、所在地に変更があった場合は、当該事実が確認できる資料（建設業法第１１条の規定に基づく変更届出書写し等）を併せて提出すること。

証明事項等		提出様式	注意事項
5	建設業法に基づく経営事項審査		
	（1） 開札予定日現在で有効な経営事項審査等	別記様式2	開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認する。 経営規模等評価結果通知書（開札予定日現在で有効で直近のもの）の通知日及び審査基準日を別記様式２に記載すること。 以下に該当する者は、原則、経営規模等評価結果通知書の写しを提出すること。 ・国土交通大臣許可の者 ・大分県知事以外の都道府県知事許可の者 ・大分県知事許可の者で合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者 ※提出が必要で提出されていない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱う。ただし、事前に発注者の承認を得て、その他の資料が提出された場合は除く。 経営規模等評価結果通知書の有効期間： 審査基準日（決算日）から起算して１年７ヶ月の間となる。結果通知書を受け取ってからの期間でない。

※本案件に係る競争参加資格の確認は、公告等で明示したものを除き、開札予定日を基準として判断する。

別記様式１
（R８）

（用紙Ａ４）

令和　　年　　月　　日

競争参加資格証明資料の提出について

大分県別府土木事務所長　森﨑　貴嗣　殿

住所：

商号又は名称：　　㊞

代表者氏名：

（電子入札システムにより提出する場合、代表者印は省略可）

公告日：　令和8年10月15日

工事名：　令和８年度別建第17-3号別府支援鶴見校大規模改造２期機械工事

上記工事に係る競争参加資格証明資料を下記のとおり提出します。

なお、公告に掲げる資格要件を満たすこと並びに資料の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

証明事項等（公告第２に係る競争参加資格）		提出様式名	添付資料
2	企業に対する競争参加資格等		
3	配置予定技術者に対する競争参加資格等		
	（1）保有する資格等	□　別記様式３	□　・免許等の写し □　・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等の写し □　・健康保険･厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等（該当する者についてしるし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。） □　・実務経験証明書 □　・その他（　　）
4	本店等所在地		
	（1）建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地	－	□　・合併等に該当しない大分県知事許可かつ、所在地変更がないため添付省略 □　・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し □　・建設業法に基づく１１条の変更届出書の写し □　・その他（　　）
5	建設業法に基づく経営事項審査		
	（1）開札予定日現在で有効な経営事項審査等	□　別記様式２	□　・合併等に該当しない大分県知事許可のため添付省略 □　・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し □　・その他（　　）

注意事項

１．提出する様式名及び添付資料の□に✓（又は■）を記入すること。（「その他」の場合は、資料名称も記入すること。）

２．開札予定日現在で有効な経営事項審査を確認するため、以下に該当する者は、原則、経営規模等評価結果通知書（開札予定日現在で有効で直近のもの）の写しを提出すること。

・国土交通大臣許可の者

・大分県以外の都道府県知事許可の者

・大分県知事許可の者で合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者

※提出が必要で、提出されていない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱う。ただし、事前に発注者の承認を得て、その他の資料が提出された場合は除く。

経営規模等評価結果通知書の有効期間：

審査基準日（決算日）から起算して１年７ヶ月の間となる。結果通知書を受け取ってからの期間でない。

別記様式２
（R８）

（用紙Ａ４）

企業に対する競争参加資格等

会社名：

（１）開札予定日現在で有効な経営事項審査等

開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の通知日及び審査基準日を記載すること。

①通知年月日：（令和　　年　　月　　日）

②審査基準日：（令和　　年　　月　　日）

（注１）

以下に該当する者は、原則、開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書（開札予定日現在で有効で直近のもの）の写しを提出すること。

・国土交通大臣許可の者

・大分県以外の都道府県知事許可の者

・大分県知事許可の者で合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者

※提出が必要で、提出されていない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱う。ただし、事前に発注者の承認を得て、その他の資料が提出された場合は除く。

経営規模等評価結果通知書の有効期間：

審査基準日（決算日）から起算して１年７ヶ月の間となる。結果通知書を受け取ってからの期間でない。

別記様式３
（R８）

（用紙Ａ４）

配置予定技術者に対する競争参加資格等

会社名：

（１）配置予定技術者の保有する資格等
第２の２に掲げる競争参加資格に留意のうえ、保有する資格等を記載すること。

主任（監理）技術者	氏　　名		生　年　月　日	年　　月　　日
	雇用年月日※	年　　月　　日　※添付資料は雇用関係等の要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。		
法令による資格・免許	資　格　名　称			
	取得年月日	年　　月　　日	登　録　番　号	

注意事項
1 配置予定の技術者に複数の候補技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。ただし、いずれの候補技術者も競争参加資格の要件を満たしていること。

別記様式４（単体の場合）

入札に当たっての注意事項

1 紙入札で参加する場合は、次の各号に注意すること。
（１） 事前に発注者の承認を得ること。※詳細は、大分県電子入札運用基準による。
（２） 代表者以外の者が入札に参加する場合は、委任状（別紙様式）を提出すること。
（３） 代理人が入札する場合は、入札書に代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押すこと。

2 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
（１） 公告に示した競争参加資格要件を満たしていない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
（２） 競争入札に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
（３） 同一の入札に、二以上の入札をした者の入札
（４） 同一の入札に、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
（５） 入札金額の訂正に訂正印のない入札
（６） 入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定し難い入札
（７） 入札金額内訳書取扱要領第７に掲げる審査基準に該当する場合
（８） 郵送による入札
（９） 関連会社が参加している者のした入札
なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
ア　資本関係
（ア） 親会社と子会社の関係
親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。
（イ） 親会社を同じくする子会社同士の関係
親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。
（ウ） 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係
協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。
イ　人的関係
（ア） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。
（イ） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。
（ウ） 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。
・ただし、（ア）は、会社等の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。
・会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。なお、個人にあっては事業主、県外に本店を有する者にあって大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。
※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加した全ての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。また、参加した全ての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札者は入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、辞退を理由として、以降の入札に不利益な取扱いを受けるものではない。

5 入札後、配置予定技術者の配置が困難になった場合等で入札参加者としての資格を満たさなくなった場合は、開札予定日時までに書面を持参のうえ、申し出ること（※入札は無効として取り扱う。）。なお、書面以外の方法及び開札予定日時後の申し出は受け付けない。

6 入札金額内訳書の提出
（１） 入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に合致した入札金額内訳書を提出すること。
（２） 提出する入札金額内訳書は、入札公告で指定されたファイル形式（ＰＤＦ形式）で保存されたものに限る。
（３） 入札金額内訳書の作成に当たっては、「公告第４入札金額内訳書の作成等」、「入札金額内訳書の作成上の留意事項」及び「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」に留意すること。

別紙様式（単体の場合）

委　　任　　状

今般都合により令和８年度別建第17-3号別府支援鶴見校大規模改造２期機械工事の入札に関する

一切の権限を（氏名）　　に委任しましたので、連署をもってお届けします。

令和　　年　　月　　日

（受任者）住　　所
商号又は名称
氏　　名　　㊞

（委任者）住　　所
商号又は名称
氏　　名　　㊞

契約担当者

大分県別府土木事務所長　森﨑　貴嗣　殿

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格等について

県では、低価格入札による工事品質の低下及び下請企業や労働者へのしわ寄せ等を防止する観点から、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)と低入札価格調査制度における失格基準（以下「失格基準」という。）を設けており、算定式は下記のとおりです。

入札に当たっては、上記趣旨を踏まえて、見積りを行い、適正な施工が確保できる価格により応札してください。

記

１．最低制限価格及び調査基準価格算定式

$$\text{予定価格} \times \frac{\{(\text{直接工事費} \times 97\%) + (\text{共通仮設費} \times 90\%) + (\text{現場管理費} \times 90\%) + (\text{一般管理費等} \times \mathbf{68\%})\} \times 1.10}{\text{設計額}}$$

２．最低制限価格及び調査基準価格の適用範囲

予定価格の７．５／１０から９．２／１０までの範囲

３．失格基準算定式（低入札価格調査対象工事が対象）

（直接工事費×８７％＋その他経費×**７４％**）×１．１０

４．施行期日

令和４年５月１日以降、公告又は指名通知を行う工事から適用する。

※最低制限価格の取扱い及び低入札価格調査実施要領は、県庁ホームページからダウンロードできます。

（参考）

入札金額内訳書の作成上の留意事項

入札金額内訳書の作成にあたっては、次の点に留意してください。

１　入札金額内訳書の記載内容について

（１）閲覧設計図書に示す「見積参考資料」のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額とする。

（２）入札公告の際に入札金額内訳書の様式を発注者が提供した場合は、原則としてその様式を使用するものとする。なお、上記（１）に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えない。

（３）総合評価落札方式の場合には、技術提案に要する費用を含めた金額で入札することとし、入札金額内訳書にも技術提案の内容を反映させるとともに、記載例を参考に、必要に応じて項目を追加すること。

（４）材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費の金額の記載について

内訳書にある、うち書きの「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額（以下「法定福利費」という。）」、「建退共制度の掛金」及び「安全衛生経費」の金額の記載については任意とする。なお、法定福利費を記載した場合は、入札金額内訳書を契約時に提出する請負代金内訳書に添付することで、請負代金内訳書の工事費内訳の記載を省略することができる。

２　審査方法について

審査は、開札後、落札候補者が提出した内訳書により行う。

３　無効入札として取扱う基準について

落札候補者の入札金額内訳書が次の各号に該当する場合は、大分県契約事務規則（昭和39年3月31日大分県規則第22号）第27条第10号に該当するものとして、当該落札候補者の入札を無効として取扱うものとする。

（１）入札金額内訳書の全部又は一部が未提出の場合（入札公告等で指定したファイル形式（ＰＤＦ形式）以外の形式で提出された場合は未提出とみなす。ただし、事前に発注者の承認を得て、大分県電子入札運用基準４、４－２で定める「媒体提出届」を添付して紙で提出された場合又は紙入札書（紙入札での参加は発注者の承認を受けたものに限る）に添付して紙で提出された場合は除く。）

（２）入札書に記載された入札金額と入札金額内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額が一致しない場合。

（３）直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費目の合計欄に記載された金額の合計（以下**「金額Ａ」**という。）と入札金額内訳書の工事価格（計）欄に記載された金額（以下**「金額Ｂ」**という。）が一致しない場合。ただし、**スクラップ費等の売却費がある場合、金額Ａからスクラップ費等の売却費を控除した額と金額Ｂが一致すれば無効としない。**

（４）値引き、減額等の項目が計上されている場合（**スクラップ費等の売却費など**マイナス計上すべきものを除く。）

（５）種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合。

（６）その他重大な不備がある場合

４　ファイルの保存形式について

入札金額内訳書のファイルは、ＰＤＦ形式で保存されたものに限る。

※次ページ以降の記載例を参考にすること。

※内訳書提出の目的、取扱の詳細は「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」（県庁ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/kitei.html）を参照してください。

県では、原則として落札候補者の入札金額内訳書のみを審査しています。このため、落札候補者以外の入札金額内訳書は確認していませんので、入札結果で無効となっていないからといって入札金額内訳書に不備がないとは限りません。

【入札金額内訳書の正しい記載例（建築関係工事）】

発注業種：建築一式工事
入札金額：**16,500,000円**（税抜）

商号又は名称	（株）▲▲▲建設工業
代表者氏名	○○　○○

工事名	○○庁舎新築工事

（種目別内訳）

符号	名　称	規格　摘要	原設計				変更設計				備　考
			数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
A	○○棟新築	構造、規模	1	式		8,000,000					
B	○○棟改修	構造、規模	1	式		5,000,000					
C	外構		1	式		2,600,000					
	直接工事費　計	（A+B+C）				15,600,000					
	うち材料費		1	式		(○○○,○○○)					
	うち労務費		1	式		(○○○,○○○)					
Ⅰ	共通仮設費		1	式		500,000					
Ⅱ	現場管理費		1	式		300,000					
	うち建退共制度の掛金		1	式		(○○○,○○○)					
	工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額		1	式		(○○○,○○○)					
	工事原価のうち安全衛生経費		1	式		(○○○,○○○)					
Ⅲ	一般管理費等		1	式		100,000					
	共通費　計	（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）				900,000					
	合　計（工事価格）	（直接工事費+共通費）				16,500,000					入札書記載金額
	消費税相当額		1	式		1,650,000					
	総　合　計（工事費）					18,150,000					

（科目別内訳）

符号	名　称	規格　摘要	原設計				変更設計				備　考
			数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
A	○○棟新築										
	1.直接仮設		1	式		1,000,000					
	2.土工		1	式		500,000					
	3.地業		1	式		500,000					
	4.鉄筋		1	式		500,000					
	5.コンクリート		1	式		500,000					
	6.型枠		1	式		500,000					
	7.鉄骨		1	式		500,000					
	8.既成コンクリート		1	式		500,000					
	9.防水		1	式		500,000					
	10.○○		1	式		500,000					
	11.○○		1	式		500,000					
	12.○○		1	式		500,000					
	13.発生材処分		1	式		500,000					
	14.電気設備工事		1	式		500,000					
	15.給排水設備工事		1	式		500,000					
	計					8,000,000					

符号Ｂ、Ｃについても同様に作成

【審査基準該当例（建築関係工事）】

発注業種：建築一式工事
入札金額：**16,500,000円**（税抜）

商号又は名称	（株）▲▲▲建設工業
代表者氏名	○○　○○

工事名	○○庁舎新築工事

内訳書欄外は、原則として審査対象外

【取扱要領第７の（１）】
内訳書を、入札公告等で指定されたファイル形式（原則としてPDF形式が指定される）以外の形式で提出した場合、無効

※発注者が、様式をExcelワークシート形式等で提供した場合であっても、必ず指定形式（PDF）に変換したうえで提出すること。

（種目別内訳）

符号	名　称	規格　摘要	原設計 数量	原設計 単位	原設計 単価	原設計 金額	変更設計 数量	変更設計 単位	変更設計 単価	変更設計 金額	備考
A	○○棟新築	構造、規模	1	式		8,000,000					
C	外構		1	式		2,600,000					
	直接工事費　計					15,000,000	①				
	うち材料費		1	式		(○○○,○○○)					
	うち労務費		1	式		(○○○,○○○)					
Ⅰ	共通仮設費		1	式		500,000	②				
Ⅱ	現場管理費		1	式		300,000	③				
	うち建退共制度の掛金		1	式		(○○○,○○○)					
	工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額		1	式		(○○○,○○○)					
	工事原価のうち安全衛生経費		1	式		(○○○,○○○)					
Ⅲ	一般管理費等		1	式		100,000	④				
	共通費　計	（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）				900,000					
	合　計（工事価格）	（直接工事費+共通費）				16,500,000	⑤				
	消費税相当額		1	式		1,650,000	未記入であっても入札無効としない。				
	総　合　計（工事費）					18,150,000	未記入であっても入札無効としない。				

【取扱要領第７の（５）②】
種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合、無効

【取扱要領第７の（３）】
①＋②＋③＋④＝15,900,000円と
⑤＝16,500,000円が不一致である場合、無効

【取扱要領第７の（２）】

（科目別内訳）

符号	名　称	規格　摘要	原設計 数量	原設計 単位	原設計 単価	原設計 金額	変更設計 数量	変更設計 単位	変更設計 単価	変更設計 金額	備考
A	○○棟新築										
	1.直接仮設		1	式		1,000,000					
	3.地業		1	式		500,000					
	4.鉄筋		1	式		500,000					
	5.コンクリート		1	式		500,000					
	6.型枠		1	式		500,000					
	7.鉄骨		1	式		500,000					
	8.既成コンクリート		1	式		500,000					
	9.防水		1	式		500,000					
	10.○○		1	式		500,000					
	11.○○		1	式		500,000					
	12.○○		1	式		500,000					
	13.発生材処分		1	式		500,000					
	14.電気設備工事		1	式		500,000					
	15.給排水設備工事		1	式		500,000					
	値引き					-500,000					
	計					8,000,000					

【取扱要領第７の（５）②】
種目別内訳書又は科目別内訳書のいずれかの項目の記載が脱落している場合、無効

【取扱要領第７の（４）】
値引き、減額の項目が計上されている場合、無効